**平成２８年（再イ）第５０号**
神戸市西区二ツ屋２丁目17番９号
再生債務者　橋口　秀喜
1　決議に付する再生計画案　平成29年４月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年６月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年６月12日まで
平成29年５月11日
神戸地方裁判所明石支部再生係

## 小規模個人再生による再生手続廃止

**平成２９年（再イ）第１号**
栃木県宇都宮市篠井町97番地
再生債務者　手塚　英行
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成29年５月10日
宇都宮地方裁判所第１民事部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２９年（再ロ）第１００００１号**
栃木県河内郡上三川町大字上三川3349番地９
再生債務者　高橋　義雄
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年５月30日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月13日から平成29年６月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

**平成２９年（再ロ）第３号**
鳥取県鳥取市宮長69番地11
再生債務者　谷口　　卓
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月１日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月15日から平成29年６月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２９年（再ロ）第４号**
鳥取県鳥取市宮長69番地11
再生債務者　谷口　　香
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月１日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月15日から平成29年６月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２９年（再ロ）第１００１６号**
東京都江東区亀戸９―18―12―202
再生債務者　小西　　強
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月７日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月21日から平成29年７月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２９年（再ロ）第３号**
富山市荒川２丁目８番18号
再生債務者　倉本　水紀
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年６月１日まで
平成29年５月11日　富山地方裁判所

**平成２９年（再ロ）第２号**
富山市荒川２丁目８番18号
再生債務者　倉本　和明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年６月２日まで
平成29年５月11日　富山地方裁判所

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２８年（再ロ）第１００４９号**
東京都板橋区坂下１―４―10―705
再生債務者　原田　順二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月９日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（再ロ）第１号**
大阪府枚方市出口１丁目17番１―410号
再生債務者　水師　康彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月10日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（再ロ）第１号**
和歌山市紀三井寺675番地14
再生債務者　東　　松生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年５月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年５月10日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

# 会社その他の公告

## 合併公告

債権者　各位
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年六月十二日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十九年六月二十六日までにその旨をお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十九日
掲載頁　一〇二頁（号外第一四四号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年五月十九日
秋田県秋田市向浜二丁目一番一号
（甲）日本製紙秋田サポート株式会社
代表取締役社長　園部　博之
秋田県秋田市向浜二丁目一番一号
（乙）有限会社エコ・リサイクルペーパー
代表取締役社長　近藤　隆夫

## 合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年五月十二日
掲載頁　一一一頁（号外第一〇〇号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年五月十九日
埼玉県狭山市大字東三ツ木四〇番地の一
カーサカリーナA棟
（甲）株式会社たまパッケージ
代表取締役　太田　清士
東京都練馬区富士見台一丁目二三番二二号
（乙）有限会社大和
取締役　太田　清士

## 合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲はこの全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十九年五月九日
掲載頁　十一頁
平成二十九年五月十九日
東京都千代田区神田錦河台四丁目三番地
（甲）日本出版販売株式会社
代表取締役　平林　彰
東京都豊島区東池袋四丁目二三番一五号
（乙）リブロ販売株式会社
代表取締役　大久保元博